

令和 6 年度

岩手県地域年金事業運営調整会議

議事録

令和 6 年 7 月 1 8 日（木）

マリオス 1 8 階 1 8 3 ～ 1 8 4 会議室



盛岡年金事務所（岩手県代表事務所）

【調整会議委員の出席者】

菅原	委員	厚生労働省東北厚生局
千葉	委員	岩手県保健福祉部保健福祉企画室
中村	委員	岩手県教育委員会事務局学校教育室
嶋	委員	岩手県高等学校長協会
山屋	委員	盛岡市市民部
山本	委員	全国健康保険協会岩手支部
田口	委員	岩手県社会保険労務士会
水原	委員	(一財) 岩手県社会保険協会
浅沼	委員	岩手県社会保険委員会連合会
宗形	委員	岩手県商工会連合会
齊藤	委員	株式会社 岩手日報社
宮寺	委員	岩手県立大学社会福祉学部
古舘	委員	岩手県年金協会 (代理出席)
(欠席)		
菊池	委員	岩手県商工会議所連合会
内城	委員	紫波町生活部

【日本年金機構の出席者】

○日本年金機構本部東北地域部	高橋推進役
○日本年金機構盛岡年金事務所	高橋所長
○日本年金機構一関年金事務所	加藤所長
○日本年金機構宮古年金事務所	小関所長
○日本年金機構二戸年金事務所	大隅所長
○日本年金機構花巻年金事務所	和田所長
○日本年金機構仙台東年金事務所地域調整課	本郷 (事務局)
○日本年金機構盛岡年金事務所	小野寺副所長 (事務局)
○日本年金機構盛岡年金事務所	佐藤副所長 (事務局)
○日本年金機構盛岡年金事務所	総務調整課 鈴木 (事務局)
○日本年金機構盛岡年金事務所	国民年金課 小川 (セミナー実演)
○日本年金機構盛岡年金事務所	お客様相談室 松永 (セミナー実演)

1. 開会

(1) 挨拶(日本年金機構盛岡年金事務所 高橋所長)

ただいまご紹介いただきました日本年金機構岩手県代表年金事務所長の高橋でございます。県内5年金事務所の代表としてご挨拶をさせていただきます。

改めまして、本日はお忙しい中、地域年金事業運営調整会議にご出席いただき、感謝申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より年金制度へのご理解と年金機構の事業推進にお力添えを賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

日本年金機構の地域年金展開事業は、平成24年度から実施しておりますが、当時実施するにあたり、機構理事長から実施の主旨が示されておりますので、少しここでご紹介させていただきます。

『公的年金制度は、「世代と世代の支えあい」と言われるように、広く世代・年齢・地域・職域を超えた社会連帯の下に成立しており、これはいかなる制度設計の下でも普遍的なものである。これまで、このような観点から、長年にわたる地方組織・現場の地道な取り組みの積み重ねの中で、地域・教育・企業の中での年金制度の周知、理解、支援のネットワークを構築してきたところである。しかしながら、日本年金機構の設立以降、こうしたネットワークの基盤は弱体化しており、我が国の公的年金制度の運営にあたる日本年金機構にとって、事業の再生・再構築が喫緊の課題であると認識している。このような認識に基づき、様々な制約がある中でも、現状を少しずつでも改善し、年金制度に対する理解をより深め、制度加入や保険料納付に結びつけるため、それぞれの地域に根差した「地域における年金運営の展開に関する事業」を実施することとする。』と、このように示されました。

日本年金機構が発足して、14年がたち地域年金展開事業も13年目となります。

この事業が世代・年齢・職域を超えた社会連帯を構築し、地域・教育・企業において公的年金制度に対する信頼や理解の醸成を目的とすることは先ほどお話した通りでございますが、この事業を推進する際には、有識者や関係機関・団体の民間委員から構成される「地域年金事業運営調整会議」を設置し、地域に密着した公的年金制度の周知方法や納付率向上策等について意見を交わし、事業の推進に繋げることであります。

岩手県地域年金事業運営調整会議は、この趣旨を踏まえ、各委員の皆さまよりご意見をいただきながら、今後の地域住民・学生や生徒・会社に勤める方などへの取り組みに活かしていくものでございます。

この後に令和5年度下期の活動報告や令和6年度 of 取組方針の詳細説明がありますので、どうか委員の皆様には忌憚のないご意見や提案をご発言いただき

たいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は限られた時間ではありますが、各委員の皆様の考え方、お気持ち、熱量をしっかりと感じ取らせていただき、これからの事業に活かして参りたいと考えております。

以上、会議に先立ちました開会のあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

挨拶(日本年金機構本部 東北地域部 高橋事業推進役)

ただいまご紹介いただきました日本年金機構東北地域部運営グループ事業推進役の高橋でございます。本日はご多忙の中、岩手県地域年金事業運営調整会議ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、日本年金機構の施策の概要について、地域の皆さんの声を聞くことができる貴重な機会であることもございまして、地域部長の小畑も参加の予定でしたが、調整がつかず、欠席となりますことをご了承ください。

改めまして、委員の皆様におかれましては、公的年金制度への深いご理解のもと、私どもの数々運営にお力添えを賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。岩手県の地域年金展開事業の詳細の事績等につきましては、担当よりご報告をいたしますが、私の方からは現在の公的年金を取り巻く状況、機構の組織目標、並びに地域年金展開事業の取組内容についてご報告させていただきます。

ご存じのとおり、日本年金機構は公的年金を取り扱う唯一の組織でございます。当機構の事業規模を申し上げますと、先程高橋所長の方から岩手県の事業規模の方をお話させていただきましたが、全国の規模としては、被保険者数の総数は約6,800万人。徴収している社会保険料の総額は年間39兆円。また、年金受給者数は約4,000万人。その支給額は我が国の名目GDPの約1割に当たる53兆円となっています。まさに年金制度の適正、かつ安定的な運営が社会の安心と安定に大きな役割を果たしていると、ご理解いただけるかと思います。当機構においては、本年度から5年間に及ぶ第4期中期計画がスタートしたところです。その初年度にあたる令和6年度の組織目標につきましては、「さらなる高みへの挑戦、信頼され続ける組織であるために」としてまいります。令和元年度から令和5年度までの前中期計画においては、お客様の信頼のバロメーターとして位置付けている国民年金保険料の納付率について、機構設立後初めて80%台に到達したことでわかるように、当機構は着実に適用、徴収、給付、記録管理等の基幹事業について、実績を積み上げてきたところでございます。この現状に満足することなく、お客様に信頼され続ける組織であ

るために、全職員がもう一步さらなる高みを目指す心構えをもって前に進んでいきたいと思ひます。お客様の信頼を得るとはどういったことかと申しますと、当機構のミッションである年金制度の正確かつ公正な運用により、無年金、低年金を防止し、お客様の将来の不安を和らげる経済的基盤、安心を提供すべく、適用される方すべての徴収すべき保険料を徴収し、正確な記録に基づき確実に給付をするという基幹業務について、デジタル化等によりお客様の利便性や事務の正確性の向上を図りつつ、さらに実績を積み上げることと理解しています。本年10月には従業員51人以上規模の事業所における短時間労働者の適用拡大が控えています。お勤めの方々の働き方に大きな影響を与える重要な制度改正でありますので、徹底した制度周知を行いながらきちんとした届出をいただくことを当機構の責務として取り組んでまいります。

続きまして、地域年金展開事業への取り組みですが、先ほど申し上げましたとおり、公的年金が社会にきわめて重要な役割を果たしている状況下におきまして、年金制度の安定的かつ恒常的な発展のために地域の皆様に制度や手続き内容を適時的確にお伝えする、特に将来年金を担う若年層の方々に制度理解を深めていただくということは、私ども日本年金機構として重要な取り組みであると考えてございます。

このため、教育機関のご協力のもと、若年者層向けに年金セミナーを実施しているところでございます。令和5年度においては教育機関における対面開催に加え、WEB会議サービスを利用したオンライン実施などにより、全国で3千156回開催をいたしまして、約16万4千人の学生、生徒に受講をいただきました。また、正しい年金制度の知識や手続き、制度改正等について事業所内やその地域において周知をするために、市区町村、自治会、事業所および関係機関、団体の皆様に対して年金制度説明会を実施してございます。令和5年度におきましては全国で1千965回開催してございまして、約8万2千人の方に参加を頂きました。今後も皆様のニーズに応じ内容の充実に努めるとともに、より多くの皆様に参加して頂けるよう努めてまいりたいと思っております。

また、令和6年度も6月3日から9月9日の期間におきまして、「わたしと年金」エッセイの募集を行ってございます。広く国民の皆様に公的年金の大切さ、あとはご自身やご家族との公的年金制度との関りなど、年金に対する思いや考えを評していただく機会として毎年募集をしているものでございます。昨年度は全国から1千609件のご応募を頂き、厚生労働省大臣賞を一般の方が、日本年金機構理事長賞を高校生がそれぞれ受賞されております。その他、優秀賞や入賞作品は30代から60代の一般の方々や高校生などから選出され

ています。老若男女を問わず幅広くご応募頂けるよう引き続きエッセイへのご応募へのご協力をお願いしたいと存じます。

それから厚生労働大臣からの委嘱を受けまして、当機構が担う厚生年金保険や国民年金の事業につきまして事業所や地域に啓発、相談、助言などを行っていただく年金委員などの活性化も重要な課題の一つでございます。昨年度は文書や電話による重点的な推薦要請によりまして、全国では地域型年金委員が約600人、職域型年金委員が約3千800人増加ということで昨年度に引き続きまして委嘱拡大を目指し、その活動基盤の充実を図ってまいりました。今後とも委嘱拡大に加え定期連絡会やオンライン実施を含めた年金委員研修を充実させながら、機構ホームページも活用し年金委員の活動に必要な情報提供の強化を図ってまいりたいと存じます。

最後になりますが、複雑となっている公的年金制度につきまして、正確に国民にご理解いただき、制度を知らないことにより不利益を発生させないことが、日本年金機構の責務であり、これらの実施につきましては関係機関や年金委員の皆様のご協力が必要不可欠であると考えております。引き続き当機構の取り組みにご理解とご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、このあと議事にて岩手県の取組状況の詳細をご報告させていただきますので、是非皆様からの忌憚のないご意見、ご提案を賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

(2) 配布資料の確認

(3) 委員の紹介

(4) 運営側日本年金機構職員の紹介

(5) 協議事項等確認(日本年金機構盛岡年金事務所 佐藤副所長)

運営調整会議規程第6条第5項において、「議事については、委員長が進行する。」とあり、運営調整会議第5条において、「委員長は委員の互選によりこれを定める」とありますが、委員の皆様いかがでしょうか。

ご意見がないようですので、事務局としましては、学識経験者である岩手県立大学の宮寺委員をお願いしたいと考えています。委員の皆様、ご意見などございますでしょうか。

ご意見がないようですので、本日の委員長につきましては、岩手県立大学の宮寺委員を指名させていただきます。それでは、宮寺委員は委員長席までご移動いただき、議事進行をよろしくお願いいたします。

(委員長に岩手県立大学の宮寺委員を指名。)

2. 議事

○国民年金保険料の納付状況等について

資料に沿って、日本年金機構二戸年金事務所 大隅所長が説明。

質疑応答要旨

(宗形委員)

表でわからなかったところがありまして確認なのですが、滞納者というのは未納者に入るのかまたは保険料納付者に入るのかが読み取れないところと、もし滞納者の増減なども資料がありましたらご説明をいただければと思います。

(大隅所長)

資料の2ページのところになると思います。ページの下の方に注釈に記載をさせていただきましたが、ご説明せずに申し訳ございません。表の中で言っている未納者は国民年金保険料を2年間(24月)未納しているものを未納者ということでこの表は作られています。例えば24月のうち1月でも納めている方がいればその方は未納者には入っていないというような表の作りになっております。

2点目の未納者の状況については、岩手県ですと国民年金の第1号被保険者が現在約10万人おります。そのうち、1月でも未納がある方が10万人のうち約2万7千人おりますが、24月未納という方につきましては約2千600人、パーセンテージでいくと2.5%というような状況です。

(水原委員)

社会保険協会の水原と申します。よろしくお願いいたします。5ページの国民年金の保険料の納付状況についてお尋ねしたいのですが、岩手県の納付状況84.5%と高い数字とされているのですが、高いところになれば前年度比の伸び率が鈍くなってくるのではないかと思います。秋田と山形は納付率が高いにもかかわらず前年比の伸びが岩手よりかなり高い。それからもう一つは免除のところですが、免除の率も当然納付の

率に響いてくる話なのですが、岩手県が上位の山形、秋田に比べて伸び率が低かったのはもしかしたら免除の前年度比がマイナス0.6とかなり大きい落ち込みかなと思っているのですが、これらの相関関係とあるいは対策で何かあったのかということについてお尋ねしたいと思います。

(大隅所長)

おっしゃるとおりでして、免除の落ち込みというのが前年度の納付率への影響が大きかったと分析しております。免除が下がった要因としては、コロナになってから臨時特例免除（コロナ免除）という制度がございまして、その適用を受けている方々が岩手県におきましては結構おりましたが、昨年の6月分をもって臨時特例免除が終了し7月分から制度がなくなったといったところで、この制度を受けていた方を納付の方に結びつけるのに苦労したことが要因の一つにあります。それからもう一点は、市場化（国民年金保険料収納事業の民間委託）といいまして納付の督促を民間に委託して納付督促を行っているものがあるのですが、こちらも昨年の4月までは訪問による督促と電話による督促の2本立てで実施していたのですが、訪問による督促がなくなりました。岩手県は訪問で免除を獲得していた効果が大きかった県なのですが、その訪問による督促がなくなったことで日本年金機構職員の方で訪問してフォローをしていかなければならなくなったというところの影響が免除率へ大きく関わっておりまして、総じて納付率の方への影響が出てしまったというところになります。決して対策の部分で漏れがあったということではなく、各事務所で納付率向上ということで取り組んで参りましたが、結果的にプラス幅を伸ばすことはできなかったと考えております。

(宮寺委員長)

今の話に関連するのですが、見通しとして最終納付率にはどう影響していくものか、見通しなどあればお願いします。

(大隅所長)

岩手県の特徴、特性なのですが、古い保険料の方から納めていきたいというお客様が結構いらっしゃいますので、過年度の納付率は毎年順調にきているような状況です。令和5年度分の納付について、今年、来年とあと2年間ございますが、そちらへの影響は今のところあまり危惧してはいないところですが、状況を見ながらしっかりと現年度だけでなく督促の方は行う形で進めていく方針でございます。

(齊藤委員)

岩手日報の齊藤です。よろしくお願いします。3ページに全国の年齢階級別納付率ございますけれども、岩手県の傾向も同様の傾向なのではないかというところが一点、それから全国そして岩手県の納付率が伸びておりますけれども伸びている要因が何なのか、なにか特徴的なものがあれば教えて頂きたい。

(大隅所長)

まず、年齢階級別納付率の傾向は岩手も同じような形になっております。25～29歳のところで落ち込み、そこから徐々に年金受給の年齢に近くなるにつれ、上がっていくような結果というのは全国と同じような形になっております。それから納付率の方は年々上昇している要因のところは、国民の皆様に制度の周知というところの効果が出てきているものと思いますし、この運営調整会議の場や普段の取り組みの中で皆様のご協力を賜りながら制度周知を進めている効果が納付率の向上といったところに出てきているのではないかと考えておりますし、それとはまた別に、未納者の方に対しての対策が全国的にきっちり進められるようになってきている部分もあると考えております。

○令和5年度地域年金展開事業取組状況、令和6年度事業計画について

資料に沿って、日本年金機構盛岡年金事務所 小野寺副所長

※「ねんきんセミナー」実演

日本年金機構盛岡年金事務所 国民年金課 小川、お客様相談室 松永

質疑応答(令和5年度地域年金展開事業取組状況について)

(宮寺委員長)

資料14ページの(2)のハローワークにおける離職者説明会ということでしたが、盛岡と花巻ではコロナ禍で実施されていなかったということですが、いつ頃からこういった取り組みを始められていたのか教えて頂ければと思います。

(小野寺副所長)

免除手続きの勧奨は機構設立前から実施しておりましたので、失業者の特例が使いやすい状況でもあり、説明会についてコロナ禍前は県内5年金事務所において実施していたと聞いております。ただコロナ禍で説明会は全部中止したのですが、盛岡と花巻のハローワークについては元々対応スペースが狭いことや、失業給付に来訪する人数自体が多かったという状況と重なって再開に至っていないと聞いております。ただ何も協力いただいていないということではなく、失業者特例のリーフレットの配置や配布を年金事務所に代わってハローワークの職員の方々に行っていたという状況でございます。

(宮寺委員長)

年金もそうですが、健康保険も離職すると切り替えをしなければならないと思うので、協会けんぽの方が継続でなければ国保の手続きが必要となると思うので、そういった取り組みがあることに非常に感銘を受けたので是非続けて頂きたいと思いましたが、山本委員さん、何かありますか。

(山本委員)

協会けんぽの山本です。委員長の方からお話がありました通り、可能であればということで、機会を作っていかなければ情報もなかなか浸透されないということもあるので、確認していただきながら進めて頂きたいと思います。

協会けんぽの方でも色々確認しながら対応できるものは対応していきたいと考えておりましたのでお互い連携しながらできるものはやっていきたいと思っておりましたのでよろしくお願いします。

(小野寺副所長)

ご意見、ご提言ありがとうございます。引き続き連携の方もよろしくお願いします。

(山屋委員)

盛岡市の山屋です。国保の方の手続きについてはその通りです。

(田口委員)

二点ほどあるのですが、ひとつは今のセミナーを初めて拝見させていただきまして大変感心したのですが、この中で特に良かったなと思った

のが、給付の中身について説明があったことです。これを知らない人が多く、退職した方が「退職したら国民年金に入らなければならないか」と話しをするので、「別に入らないからと言ってひどい目にあうことはないと思うけれども、障害になったらなど、非現実的になるところではあるが、保険料を払うだけではなく給付もされるのだから貰わないと損だ」と話すと、納得される方がいらっしゃるので、そここのところをもう少し強調してもいいのかなと思いました。というのも特に若い人というのは費用対効果や時間対効果にシビアですので、彼らにとって50年60年先の話しは良く分からないわけであって、その間に「保険料を納めていないと何百万とあなたは損をする」となると、彼らはお金を損する時間を損することに関してすごくシビアに考えているので、そういうところをもう少しきっちり話すと滞納や未納者の防止につながるかなという風に感じました。もうひとつは、この10月に51名以上の事業所の適用拡大が迫っており、私たちのお客様の主流というのがそれよりも小さい事業所ではありますが、中には対象となる事業所もあり、去年から今年の始めくらいにかけて年金事務所の方が具体的に事業所の方に説明にいらっしゃいました。ですがその中で、扶養手当の支給に関するパンフレットがあり、その内容で労働意欲を阻害しているというのがあり、これについて文言が良くないのではないかという声がありましたのでお確かめください。扶養手当というのは事業所が自分のところの掛け金によって手当を設定して行っており、それによって働かないで時間数を減らす人が多いということでは良くないと思いましたので、あまり表に出さない方がいいかと思います。公務員の方には扶養手当はないのかと言われるようなことになるかと思いますので考えて頂きたい。またこれに関しては10月1日の施行ということですが、その辺のスケジュールがもう2か月に迫っているところなので、この辺のアプローチについてどのような状況で進めているのかお聞きしたいと思います。

(小野寺副所長)

一点目については、心強い意見をいただきまして引き続き取り組みの推進をして参りたいと思います。二点目については、盛岡年金事務所高橋の方からお願いします。

(高橋所長)

田口委員ご意見ありがとうございます。最初に私共のパンフレットの関係ですが、そのような考え方があるというのは私も記憶にございまし

た。今頂戴したご意見につきましては、捉え方であるとか、そういうものの見方とか当然あると感じておりますので、ご意見を頂戴した件につきましては早急に上げたい思っております。やはり制度を正しく周知していく時に様々な捉え方、企業の好意があって手当等がつけられていると認識しております。意見をちょうだいしたものは上げさせて頂きたいと思えます。

もう一点、本年10月からの改正についてですが、実はその前の段階から50人以上100人以上の段階を経ながら進めて参りました。昨年度からもその関係につきましては周知をさせていただきまして対象事業所に対しては、アプローチをさせていただいたのが現状でございました。今年度も様々な機会を通じて対象事業所へはアプローチをしていただきたい何人ぐらいが該当してくるのかというところを把握しながら10月に向けた取り組みをしているところです。なかなか提出していただけない、もしくは提出を忘れているということもあるかと思えますのでこちらの方から場合によっては調査であったりすることもございますが、直接アプローチするということを考えていますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。ご意見ありがとうございます。

(宮寺委員長)

今の件は、いわゆる年取の壁と言われてはいますが、制度全体の骨格の問題もあるというのでなかなか地域単位では進めるのは難しい部分があるかと思えますので上の方に上げて行ってもらようご尽力頂ければいいかと思えます。

(田口委員)

目安として資格取得届とか提出してもらうのに、猶予というか例えば10月1日に出さないとだめだとか、あとから提出した場合でも遡って適用しますとか、具体的なものは決まっているのでしょうか。

(高橋所長)

基本的には5日以内に出していただくという取り扱いの形にはなっておりますけれども、あとから遡った時は基本的には10月1日に遡らせていただくという考え方で進めていますので適用になる者につきましてはそのような方向性でいきます。ただ一応保険の給付は適用と同時に始まってし

まうことになります。ですから速やかに届出を出していただくというのは取り扱いのとおりですので、後になってしまったことによって保険給付の部分等含めて不利益がないようにしていかなければなりませんので、私共からしますと速やかに出していただくための手続きを今も現在もやらせていただいているというところです。また、社会保険労務士の皆様は様々な事業所様を抱えていらっしゃるということもありますし、相談もあるかと思えます。また先生方にはこのような取り扱いにつきましては私の方からもうご連絡させていただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

(水原委員)

社会保険協会の水原と申します。今、田口先生からも話があった、あるいは委員長様の方からも少し話があった部分について私の社会保険協会の立場でひとつお願いをしたいと思えますが、女性向けの年金制度の周知についてお願いを申し上げたいと思えます。

先ほどお話がありました、社会保険に加入する対象者の拡大、いわゆる適用拡大ということで短時間労働者あるいは様々な業種の方、今まで加入対象外であった人が社会保険制度の加入を国が進めているわけでございます。その中で短時間労働者の多くが女性でありまして特に配偶者が厚生年金に加入してその被扶養配偶者として認定されると保険料の負担なしで国民年金を納付したものと扱われる国民年金第三号被保険者、先ほど資料の中にもありましたが、全国で約700万人位いらっしゃいます。それから同じように被扶養配偶者に認められると健康保険においても保険料の負担なしに医療機関で7割の給付を受けることができる。更に介護保険料も65歳までは自己負担がない取り扱いになっております。先ほどの国の調査によりますとこの短時間労働者のうち、実は四割以上が既に就労している方で更に配偶者がいる短時間労働者のうち、5人に一人は就業調整をしているというようなことでございます。一定の就業基準というのがございまして、年間130万円を超えると被扶養配偶者から外れる、そして社会保険が本人になるか自分で国民年金、あるいは国民健康保険を納付する必要が生じるためでございます。また、一定規模以上の短時間労働者の社会保険の加入条件は、年収106万円、加えて所得税の課税対象は103万円以上ということで納税義務が生じる。これらを先ほどの話の中にあった年収の壁というものに称されるということでございます。この壁のために企業の労働力、そして女性の低年金という問題が生じていると考えております。この点について、正しい知識、つまり103万円、106万円、130万円の壁をどの位超えると保険料や所得税を払っても手取りの額が増え

るのか、それにより将来の年金の額がどの位増えるのか、こういった点を
どういう方法で周知をしていくのか、事業所向けにはチラシや研修会など
で広報を行っていますが、やはり広く一般の県民へ周知するため、例えば
岩手労働局における各種就労支援事業や岩手県、商工会議所など様々な組
織における女性活躍の場などとの連携を目指してはいかがでしょうか。学
生向けには多くの教育関係者との連携が進んでいると思いますが、こうい
った機関と連携することで場合によっては出産や育児、あるいは介護など
で就業が困難でも働く意欲のある女性を含めて先月の国会で成立した「子
ども子育て支援法」改正による育児休業給付や休暇制度や支援制度など
様々な制度周知に取り組んではいかがでしょうか。年金事務所別の取組状
況の中には11月と1月にハローワークにおけるマザーズコーナーで説明
会を実施していると聞いておりますが更に拡大できるようにお願いしたい
と思います。加えて先ほど申し上げた、年収の壁である103万円、10
6万円、130万円はこれから最低賃金のさらなる上昇とともに労働でき
る時間が激減していくのは明白であると思っております。極めて喫緊の課
題と言えるというふうに思っております。これらが実現するには多くの課
題があるということは存じておりますけれども是非お汲み取りいただきた
いと思います。最後に社会保険協会の事業をご紹介します。私ども社会保
険協会は岩手県内における社会保険に加入している事業所を
会員としまして今6千600事業所、加入員で現在17万人が私ども協会の
事業所会員の加入員ということでこういう方々を中心に各種研修会を実
施しております。先ほどお話がありました国保とか任意継続の部分も含め
て去年の12月には老齢年金の説明会に加えて退職後の健康保険のセミナー
というものも同時に開催しております。こういった事業を展開しており
ます。是非私どもの事業を含めて地域年金展開事業の一環としてともに頑
張っていききたいと思っております。よろしく申し上げます。

(小野寺副所長)

先ほど私どもの方からご説明したハローワークとの連携拡大であったり
とか広く一般周知広報でその内容に年収の壁であったりとか、具体的なご
提言をいただいたと認識しております。引き続き社会保険協会様の方にも
協力いただきながら進めて参りたいと思っております。

(高橋所長)

水原委員ありがとうございます。女性の年収の壁の問題は様々なところ
で取り上げられている問題です。私ども年金事務所だけではなくて大きな

話の中で考えていかなければいけないところだと認識しております。ただ、制度を正しく周知をするところは先ほど小野寺の方からお話しさせていただいた通りでございますけれども、様々な機会を通じて私どもも周知をして参りたいと考えてございます。ハローワーク様の関係につきましては重ねた話になりますけれどもそのような形にさせていただきたい。女性に対するアプローチができる場所があれば、私どもも積極的に見ていきたいと考えております。社会保険協会様の取り組みにつきましては日頃から私どもにご協力いただきながら、私どもも社会保険協会様の仕事のなかで講師等の派遣をさせていただいてございます。引き続きそのような場合があれば連携させていただきたいと考えておりますのでお声がけしていただきたいと思います。

質疑応答（令和6年度事業計画について）

（菅原委員）

東北厚生局、菅原でございます。令和6年度事業計画27ページの右側の②大学・専門学校生への年金制度の周知と学生納付特例等の届出勧奨に関連して二つほどお話しさせていただければと思います。まず一点目ですが厚生労働省年金局主催による学生との年金対話集会というものがございます。この対話集会の開催目的ですが年金機構が実施しているセミナーと同様に学生に年金制度のしくみ、必要性といったところをご理解いただくというところにあり、対話集会を通じて学生が自身の年金について一緒に考えていくという面もございます。対話集会の開催形式ですが、年金局職員がまず大学へお邪魔します。ご協力いただいた講義時間一コマ90分を頂戴した中で年金局職員から45分年金制度についての説明を行います。残りの45分についてはグループに分かれて大学生と年金局職員が座談会方式で意見交換をするというような形式です。対話集会ですが令和元年度から始めておりまして当時開催校は全国で6校でした。昨年度は全国36の大学で開催しております。東北では岩手県で盛岡大学、宮城県では東北大学、東北学院大学、東北福祉大学、山形が東北公益文化大学、東北では五つの大学で開催しております。宮城県の東北福祉大学では昨年度初めて開催ということで開催校は徐々に増加しているというところなんです。東北厚生局といたしましても多くの学生の方に年金制度を理解していただく機会を増やすために6月27日に四年制の大学を中心に対話集会の開催勧奨をしております。年金機構でもセミナーの開催勧奨を実施されていると思いますが、学生との年金対

話集会について併せてアナウンスいただければと思いますし、厚生局としても年金対話集会について電話勧奨を行っている訳ですが機構の年金セミナーについても同時にアナウンスを実施しておりますのでご協力をいただければと思います。

二点目ですが、これも大学生に関する内容となります。東北厚生局では大学・短大・専門学校・各種学校といったところに、学生納付特例事務法人の指定に関して勧奨を文書で行っております。これにつきましても6月28日に実施したところになります。ご存じのとおり国民年金は20歳になれば学生でも加入して保険料を納付する義務が生じます。経済的に納付が困難な方は納付が猶予される学生納付特例制度があり、その申請が基本的にお住まいの市町村役場でしていただく必要がある。この学生納付特例事務法人制度は大学が法人の指定を受けることにより学生からの委託を受け、大学が学生納付特例の申請代行ができる制度です。そういった意味からしても、学生が申請しやすい環境整備、そして学生の年金受給権確保を目的として設けられた制度ですので学生にとっては非常に利便性が高くなる、非常にメリットがある制度です。厚生局で文書のみならず、一部学校には電話勧奨も行っております。大学から詳細な説明を求められた際には大学にお邪魔して説明を行っているところでございます。8月には岩手県の大学にお邪魔して説明をすることになっておりまして、年金事務所の職員の方にも同行いただくような形で進めているところです。引き続きこうした取り組みを行って参りますのでその際はご協力をいただければと思います。

(小野寺副所長)

今、ご意見ご提言として承りました。また、厚生労働省の取り組み自体、色々サイトを確認し、ホームページで取り組み内容、対話集会の方も確認しております。連携して進めていくという点については現在も実際行っているところです。この前は中学生に年金ポスターコンクールの案内をする際、厚労省のコンテンツについても案内しております。引き続き学生に向けた取り組みとして連携させて頂きたいと考えております。

○岩手県地域年金事業運営調整会議規程の改正について

資料に沿って、日本年金機構盛岡年金事務所 佐藤副所長

(齊藤委員)

今規程について改正案がでましたので、組織の提言をお話しさせていただきたいのですが、先ほど年金の年代別による納付率の高低について25～29歳が低いという話がありました。この調整会議の目的には年金制度に対する理解をより深め、制度への加入促進と保険料納付の向上に繋がると書いてあります。であるならばそうした若い世代の方の生の話、ご意見を伺うためにこの調整会議にそうした若い方々を入れることは出来ないのかと思っております、例えば学生、大学生、学生組織の方とか、日本青年会議所の方とかのご意見を聞く機会を設けてはどうかと率直に思いました。こういった例は全国にあるでしょうか、ご検討いただければと思います。

(高橋所長)

ご意見ありがとうございます。非常に貴重なご意見だと感じています。

若い方たちのご意見をどのような形で皆様にこの場でお伝えできるかということについては検討して参りたいと考えます。委員として加入させる事が適切なものか、違った意味で考えることもあるのか、例えば世代の代表者にゲストとして来ていただきながらお話を聞かせてもらう場面、そういうこともあるのかと考えております。全国でそういった取り組みがあるかというところで今のお話も全国で共有したいと考えております。貴重な意見としてお預かりさせていただきこれから繋げさせていただきたいと思えます。

(宮寺委員長)

では、岩手県地域年金事業運営調整会議規程の改正についてご承認いただいたということで終了させていただきます。

せっかくお越しいただいたのにまだご発言いただいていない方がいるようですので感想でも結構ですので一言いただければと思います。

(古舘委員)

岩手県年金協会に所属しております、年金は受給しておりもらい始めて20年、そういった仲間の親睦団体ということで、「年金があって良かったな」という話題でもちきりできて、やっぱり年金をもっと普及させて子供・孫に年金の話をしていこうという話をしているところです。是非皆様方も年金を普及させて益々年金制度が発展するようにご協力をお願いしたいと思います。年金受給者からのお願いでございます。

(浅沼委員)

岩手県社会保険委員会連合会の会長の浅沼と申します。社会保険委員会というのは年金委員協会けんぽの健康委員の前身が社会保険協会の時の社会保険委員会ということで、組織が別れたために年金委員の加入者健康委員の加入者それぞれそれ以上になぜ社会保険委員会に入らなければならぬのかというところが非常にもどかしく思っています。今日の資料の中でも職域型年金委員が昨年度に比べて30数名減っています。事業所としては新規加入があるはずなのに全体的に減っています。年金委員も健康委員も増やすためには、社会保険協会の事業所も含めた調整もできるものであればその中で職域型の委員を増やすことが出来るのではと思いました。委員を増やしていかないと社会保険委員会連合会の存続自体が危うくなってきますのでよろしくお願いいたします。

(山屋委員)

現場の声として聴いて頂きたいのですが、年金制度の周知は行っているところですが一般の方からの問い合わせですが、年金事務所に電話をしても繋がらないので盛岡市に電話をしてきたという事案です。多々ありますので市町村との連携とうたっているのであれば体制をご検討頂ければというのが現場の声でありましたのでよろしくお願いいたします。

(嶋委員)

高校長協会の嶋と申します。先ほど実演していただいた年金セミナー非常に面白かったと思いました。かなり以前に見た講義型のものに比べてもいろいろ生徒を引き付けるものではないかと思いましたし、高校の授業もほとんど講義型の形でやっておりませんので、有効だと思います。それから特徴的だと思ったのは、年金セミナーの中身が個人の人生とか将来ということで話を進めている。高校の授業で例えば社会科というか高校の科目だと公共になりますけれども、その中で社会保障制度とか年金を取り上げるとすれば、これから少子高齢化が進んでいく日本社会の問題として、年金をどう捉えるかとか税制をどう捉えるかという視点で生徒に考えさせるという形になるのですが、そういった形のアプローチもあっていいのかなと思いました。小中も含めて高校も様々な例えばこういった年金セミナーの要請であるとか租税教育・主権者教育などの要請があってその調整が大変難しいというお話をしたのですけれども、盛岡市の租税教育推進協議会の方

にも参加しておりまして、そちらの方のお話では年金セミナーと租税教育を合わせた形で実施していきたいということで調整に入っていると話をお聞きしましたので、そういうところも意見を聞いていただきありがたいと思いますし、感謝しております。

(中村委員)

県教育委員会で高校教育を担当しております中村と申します。私も前務めていた学校でこの年金セミナーを生徒に受けてもらい、実際受ける前と受けた後の生徒の感じ方とか理解が大きく上がる、非常に効果があるなと思っております。そして今日のような実演型のものでより内容の定着を図ってきているのではないかと考えております。昨年度の資料ですと学校の取り組みの数が減っているようですが周知についてはこちらも協力させていただきながらと考えております。今学校の中では様々な教育がありますのでいろいろ整理しながら計画を立てて取り組んでいる、ただ、授業のなかでは勉強できないとか学べないような生きた内容は効果があると思っていますのでそういったところをうまく整理しながら学校現場ではなっているのではと感じております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

(千葉委員)

岩手県の千葉でございます。今日はいろいろと勉強させていただきました。引き続きよろしくお願いいたします。

○その他 特になし。

高橋所長から

本日は皆様本当にありがとうございます。貴重な時間、限られた時間の中でご意見ご提案いただいた面につきましては、年金事務所の中で直せる部分、先ほど電話の関係もございました。そういうものにつきましては年金事務所の中で直して参りたいと考えております。また岩手県として直さなければならないところもあるかと感じております。ハローワークとの連携、様々な機会を通じてのセミナーや説明会につきましても県として取り組んで参りたいと考えております。5つの年金事務所が連携しながら同じ取り組みが出来るようにして参りたいと考えます。また、これから法改正等があります。パンフレット等の改正の部分は本部と連携をしながら改善していくものは改善して参りたいと考えております。日本年金機構として本部、年

金事務所そして地域の中で連携しながらこれから年金制度を普及して参りたいと考えております。また、宮寺委員、突然の座長ということでご自身ではなかなか出来なかったというお話でございましたが、皆様からご意見を頂戴して、私どもとしてみれば非常に貴重な意見を皆様から引き出していただいたところでございます。本当にありがとうございます。最後になりますが今回規程改正になりまして、この会につきましては年1回となります。そうなりますと年度の分の報告をきちんとさせていただきたいと考えてございます。取り組みの仕方につきましても若い方を入れるという部分につきましても非常に貴重なご意見だと考えております。来年になるかそこは別としましても形を変えながら行っていきたいと思いますので引き続きご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。私ども日本年金機構は無年金者をなくすということに着眼しながら注力して参りたいと思っておりますのでどうぞ引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございます。

(宮寺委員)

それでは、以上で質疑を終了しまして議長退任にあたりひとこと申し上げます。

結果的に皆様の貴重なお時間を奪ってしまったので、もし来年も機会がありましたら是非議長の推薦を阻止していただくと時間内に終わるかと思いつながら、今所長からお話があった通り皆様からご意見を聞くという強い希望がありましたのでそのような時間を設けさせていただきました。個人的には社会保障関係のことを専門としている関係でこのような地域の取り組みについて参加させていただけることに非常に貴重な機会をいただいていると思っております。どちらかというずっと国の方の政策ばかりを見て考えてきたことを実際に地域に関わっている方たちのお話を聞くことにより、人々との生活との関わりというものが実感として感じられる機会をいただきました。また是非今後もお付き合いさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○事務局からの連絡

日本年金機構盛岡年金事務所 佐藤副所長から、連絡。

3. 閉会